



製造物責任（PL）法に関連した よくある問い合わせ ～はじめに～

化学製品 PL 相談センターは製造物責任（PL）法の施行に合わせて、1995 年に、主に製造物責任が関連した製品事故の相談窓口として開設されました。“PL 相談センター”と名乗っていますので、製品事故に関連した相談だけでなく、PL 法の解釈に関連した問い合わせを受けることがあります。主に事業者からのもので、内容は多岐にわたります。

PL 法は、民法上の不法行為の特別法として制定されたもので、6 条から成っています。法律という事細かく物事が決められているイメージがありますが、初めて目にするとう「えっ、これだけ」と思ってしまうかもしれません。それだけに、条文を構成している言葉や文章を正しく理解しないとうまく対応することができません。問い合わせも理解が不十分であったり、思い込みから誤解されているものが散見されます。本コラムでは、PL 法を正しく理解して頂くために、シリーズでよくある質問を取り上げ、その答えと若干の解説を加えていきたいと思ひます。

右図に 2015 年 4 月～2020 年 7 月に寄せられた PL 法に関連した相談の内訳を示しました。5 年 4 ヶ月で計 34 件ほど寄せられており、平均すると 6～7 件/年となります。

最も相談数の多い、「製造業者等（定義）」は自社が製造物責任を問われる対象に該当するか否かの問い合わせで、PL 法における“製造業者等”がどう定義されているかに関連します。2 番目に多いのは「表示」に関連したもので、PL 法対策として、製品表示についての問い合わせです。3 番目に多いのは「製造物責任」に関連したもので、自社の事業内容や顧客とのトラブルに関連して、製造物責任があるかどうかの判断を求めてきているものです。

以上で計 82.4% となり、多くはこの 3 つに集中していることが分かります。次号以降に、それぞれ具体的な問い合わせ事例を挙げて、詳細に説明して行きたいと思ひます。

尚、消費者庁がウェブ上で「製造物責任（PL）法の逐条解説」を公開していますので、併せてご参照ください

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/product_liability_act_annotations/)。

